

第3回東日本大震災の復興施策の総括 に関するワーキンググループ

住まいとまちの復興

(公共インフラを含む)

令和元年9月11日



Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

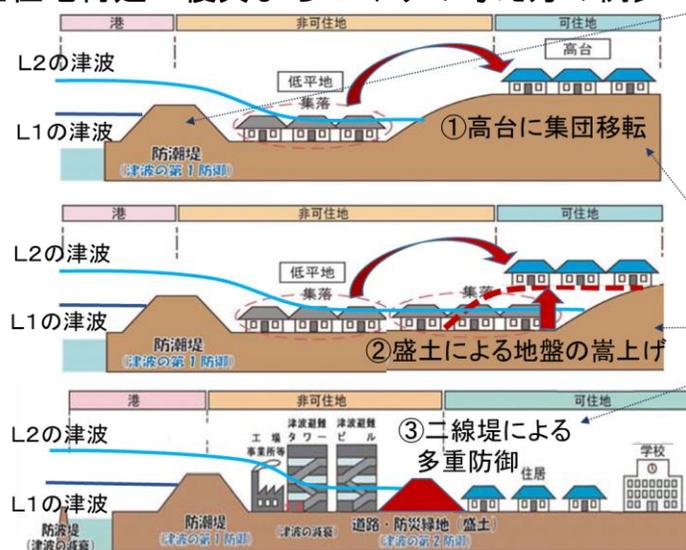
住宅再建・復興まちづくりの経緯 1	復興道路・復興支援道路 15
被災者生活支援金(加算支援金)について 2	港湾 17
災害公営住宅の整備・宅地造成の進捗状況 3	【参考】国際港湾と復興支援道路との連携による地域経済の活性化	
【参考】住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組		鉄道 19
宅地造成後のまちづくり 7	津波被災農地 20
【参考】土地利用促進の取組		漁港 21
防災集団移転促進事業の移転元地の利活用 9	国営追悼・祈念施設(仮称) 22
災害公営住宅の有効活用 10		
新しいまちのすがたにあわせた地域交通の確保 11		
【参考】地域公共交通活性化再生法の基本スキーム			
【参考】新しいまちのすがたにあわせた地域交通の確保の取組			
海岸対策 14	今後の課題や施策の方向性 23
		今後起こり得る大規模災害に対する 防災・減災対策に生かすべき教訓 24

住宅再建・復興まちづくりの経緯

これまでの取組

- 被災自治体は、被災者情報の把握、救援活動、がれき処理、仮設住宅整備等の応急措置といった事務と並行して住宅再建・復興まちづくりに取り組むこととなった。
- 恒久的な住まいの再建のため、被災者生活再建支援金（加算支援金）による自主再建に加え、自主再建が困難な被災者向けの災害公営住宅の整備、面的なまちづくりとしての宅地造成を進めた。
- 災害公営住宅の整備・宅地造成は、計画策定、用地取得、工事実施といったプロセスを経て供給されるため、相当な事務作業量が発生するとともに被災自治体ではこれらに対応するマンパワーやノウハウが十分ではなかった。
- 津波等に被害により沿岸自治体は甚大な被害を受けていたため、住宅再建・復興まちづくり等の実施に当たっては、2011年度に国土交通省が直轄調査として沿岸の津波被災43市町村において復興事業検討を行い、自治体の検討を支援した。本調査では、津波の浸水区域等の被害状況の把握や、被災状況や都市特性を踏まえた市街地の復興パターン、復興手法等が検討された。
- また、被災自治体からの要請を受けて、UR都市機構は職員を派遣し、復興のマスタープランとなる復興計画の策定支援等を行った。
- 復興庁では、2013年2月以降、復興大臣の下、関係省庁からなる「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を開催。
- 2014年度までに5度にわたり、制度の運用改善や手続の簡素化などの100近い加速化措置を実施。
- 2015年1月、「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」（2015年1月26日 復興庁 住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース）の取りまとめ等を行い、事業の進捗を支援した。

【各地で検討された住宅再建・復興まちづくりの考え方の例】



1. L1の津波に対して海岸堤防を整備



※L1…最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

2. L2の津波に浸水しない地域※に住宅を再生(※概ね浸水深さ2m以下)



※L2…発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

3. 対応

- ①. 住まいを高台へ集団移転
- ②. 盛土による地盤の嵩上げ
- ③. 二線堤の構築による多重防御



4. 浸水区域において住宅を規制(非可住地)産業、農漁業系の土地利用

被災者生活再建支援金（加算支援金）について（住宅の自主再建）

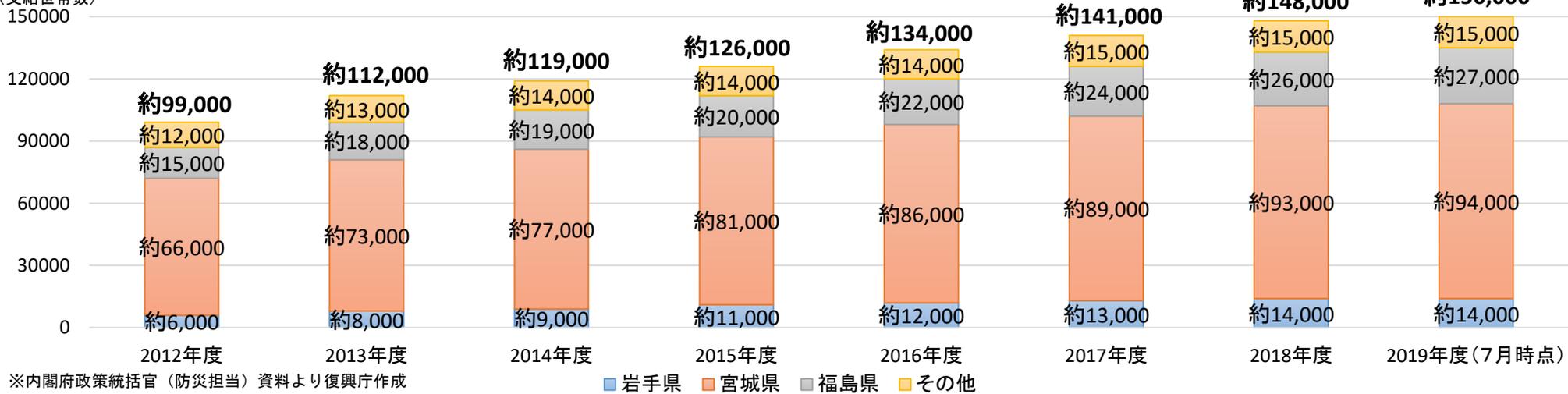
これまでの取組

被災者生活再建支援金制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。支援金には、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に支給する加算支援金があり、加算支援金は、①住宅を建設・購入、②補修、③賃借（公営住宅以外）する場合に支給される。東日本大震災では、令和元年度7月時点で、加算支援金が約15万世帯（うち、被災3県へは約13.5万世帯）支給されている。

関係指標

(支給世帯数)
150000

被災者生活再建支援金（加算支援金）支給状況について



【延長見込み】

- ・岩手県（宮古市、大船渡市、他7市町村）、宮城県（仙台市、石巻市、他8市町）、福島県（福島市、郡山市、他32市町村）、茨城県（水戸市、日立市、他5市）において、令和2年4月10日まで申請期限の延長を実施。
- ・今後の延長期限の実施は、地域の実情を踏まえ、各県において適切に判断を行っていく。

（参考）【今後の支給見通し】

- ・約2.1万世帯に約370億円を支給する見込み（基礎支援金、加算支援金を含む）
うち、復興・創生期間終了まで
約1.7万世帯、約260億円

復興・創生期間終了後
約0.4万世帯、約110億円

災害公営住宅の整備・宅地造成の進捗状況

これまでの取組

災害公営住宅及び高台移転の整備は、2018年度末でおおむね完成し、2020年度に全て完成見込み※となっている。

※調整中及び帰還者向けの災害公営住宅を除く

関係指標

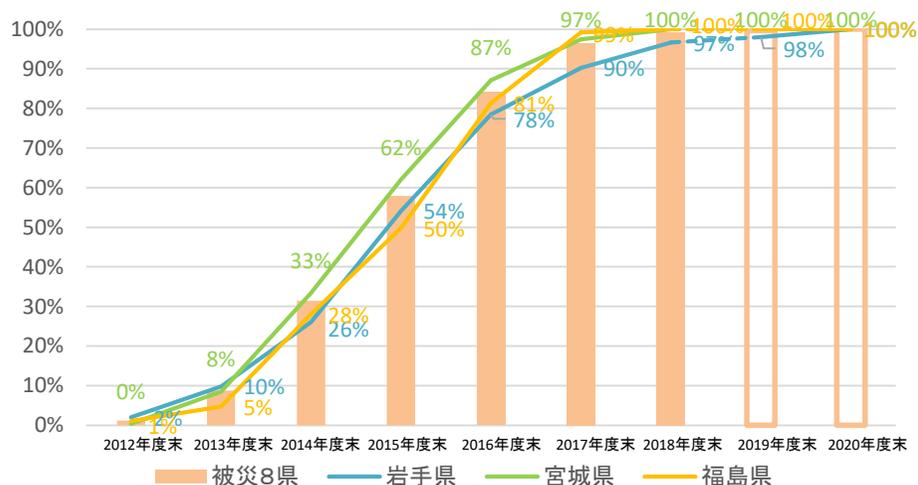
災害公営住宅

- ・計画戸数：29,654戸（うち被災3県29,230戸）
- ・完成戸数：29,498戸（うち被災3県29,074戸）（2019.7末現在）
（進捗率：99.5%（調整中及び帰還者向けを除く））

高台移転による宅地造成

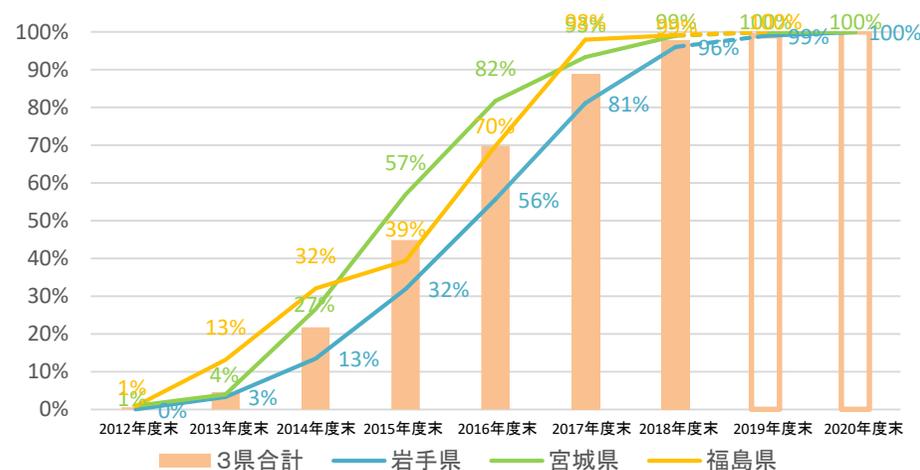
- ・計画戸数：18,226戸
- ・完成戸数：17,834戸（進捗率：98%）（2019.7末現在）

○災害公営住宅整備完了進捗率



※被災3県における入居率（平均）：約93%（2019.3末現在）

○民間住宅等用宅地造成工事完了進捗率



※被災3県における土地区画整理事業実施地区における土地活用意向は、2～8割程度

注) 民間住宅等用宅地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。
注) R1年度末以降の進捗率に関しては、住まいの復興工程表(平成31年3月末時点)に基づいて記載。
注) 災害公営住宅の進捗率には、調整中及び原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。
注) 被災8県とは、岩手県、宮城県、福島県の3県の他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県を合わせた計8県のことである。

【参考】災害公営住宅の整備・宅地造成の進捗状況

- 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置により、災害公営住宅と高台移転地は、2018年度末で概ね完成。
 - 防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業による宅地整備は2019年度に完成、災害公営住宅整備事業及び土地区画整理事業による宅地整備は2020年度に完成。
- ※2020年度完成 / 災害公営住宅整備事業：盛岡市(岩手県事業) 土地区画整理事業：陸前高田市

	全体計画 (調整中及び 帰還者向け住宅を除く)	2017年度末		2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		件数	進捗率	件数	進捗率	件数	進捗率	件数	進捗率
岩手県	13,310	11,353	85%	12,815	96%	13,157	99%	13,310	100%
災害公営	5,833	5,284	91%	5,672	97%	5,734	98%	5,833	100%
防集事業	2,101	2,034	97%	2,101	100%	2,101	100%	2,101	100%
区画整理	4,911	3,570	73%	4,577	93%	4,857	99%	4,911	100%
漁集事業	465	465	100%	465	100%	465	100%	465	100%
宮城県	24,715	23,722	96%	24,632	99.7%	24,715	100%	24,715	100%
災害公営	15,823	15,415	97%	15,823	100%	15,823	100%	15,823	100%
防集事業	5,638	5,625	99.8%	5,638	100%	5,638	100%	5,638	100%
区画整理	3,230	2,663	82%	3,152	98%	3,230	100%	3,230	100%
漁集事業	24	19	79%	19	79%	24	100%	24	100%
福島県	9,431	9,334	99.0%	9,415	99.8%	9,431	100%	9,431	100%
災害公営	7,574	7,514	99.2%	7,574	100%	7,574	100%	7,574	100%
防集事業	650	634	98%	634	98%	650	100%	650	100%
区画整理	1,207	1,186	98%	1,207	100%	1,207	100%	1,207	100%
漁集事業	0	0	-	0	-	0	-	0	-
その他5県	424	424	100%	424	100%	424	100%	424	100%
災害公営	424	424	100.0%	424	100%	424	100%	424	100%
防集事業	0	0	-	0	-	0	-	0	-
区画整理	0	0	-	0	-	0	-	0	-
漁集事業	0	0	-	0	-	0	-	0	-
合計	47,880	44,833	94%	47,286	99%	47,727	99.7%	47,880	100%
災害公営	29,654	28,637	97%	29,493	99.5%	29,555	99.7%	29,654	100%
防集事業	8,389	8,293	99%	8,373	99.8%	8,389	100%	8,389	100%
区画整理	9,348	7,419	79%	8,936	96%	9,294	99.4%	9,348	100%
漁集事業	489	484	99%	484	99%	489	100%	489	100%

※ 住まいの復興工程表(H31.3末時点)に基づくものである。

※ 着色部は完成した事業である。

※ その他5県とは、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県である。

【参考】住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組①

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。これまで、政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- さらに2015年1月、これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめた。

2013.2.4 農地法の規制緩和

2013.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）
 - ・ 用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策 等

2013.4.9 「加速化措置第2弾」

- 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策
 - ・ 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
 - ・ 土地収用手続きの効率化 ・ 財産管理制度の円滑な活用
 - ・ 造成工事等の早期化 等

2013.10.19 「加速化措置第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定
 - ・ 財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策
- ③ 加速状況の見える化
 - ・ 「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化 等

2014.1.9 「加速化措置第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
 - ・ 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表 等

2014.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

2014.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

2014.5.27 「加速化措置第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
 - ・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
 - ・ 登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
 - ・ 再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
- 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定 等

2014.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー
（復興まちづくり先導事例集）

2014.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

2015.1.16 「隘路打開のための総合対策」

- これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
 - ・ 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
 - ・ 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
 - ・ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成 等

<更なる施工確保対策>

2015.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応
（※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ）

2018.3.1 公共工事設計労務単価の引き上げ
（※ 被災3県全職種平均 +58.3%（対24比））

【参考】住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組②

- 災害公営住宅や防災集団移転等の復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事实施」に着実にステップアップ。
- さらに、被災自治体の個別課題に対しても、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果	
計画策定		「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、住宅再建の見通しを提示	
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得率(被災3県)が上昇 48%(2013.9)⇒ 99.9%(2019.4) ・ 測量から用地取得当初6年予定⇒3年以内で完了(釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) ・ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決 	
	財産管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の審理期間の短縮(※申立時に必要書類が揃っていることが前提) ・ 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、3週間程度でも可能に 	
	土地収用手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続き期間の短縮 ・ 申請書概成 約1~2年と懸念 ⇒ 約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 ・ 事業認定手続 通常3か月 ⇒ 概ね50日に短縮 	
	用地取得事務	補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 27市町村のうち24市町村で実施 (2017.6))	
計画変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得困難地での計画変更手続の簡素化(防集事業実施 332地区のうち320地区(届出320地区)で区域変更 (2019.3)) ・ 東松島市矢本西地区 区域変更により約2か月短縮 	
埋蔵文化財発掘調査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 ・ 山田町 田の浜地区(防集) 18か月 ⇒ 5か月 	
発注者支援	被災自治体の発注者支援	全国の自治体からの職員派遣の更なる強化、青年海外協力隊帰国隊員や民間実務経験者の活用	
	URIによるCM方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 ・ 東松島市野蒜地区で、最大1年半の工期短縮 	
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、 資材の円滑な確保)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興JVによる落札(累積236件(2017.7)) ・ 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務単価の引上げ(被災3県 対H24年度比 58.3%増) ・ 民間、公共による生コンプラントの設置 	

宅地造成後のまちづくり

これまでの取組

- 土地区画整理事業による宅地造成にあたっては、被災者の意向を踏まえて規模を設定し、必要に応じて計画の見直しに取り組んできたが、地権者の意向の変化等により、土地活用の意向がない宅地（「空き区画」）も存在。被災3県における土地区画整理事業実施地区における土地活用意向は、2～8割程度となっている。
- 「空き区画」の多い地区では、土地の早期有効活用を図り、まちの復興を進めることが重要である。既に、宅地の早期有効活用に向け、まちの将来イメージ等の提示やマッチング等の取組を進め、土地利用を促進している地区もあり、これらの取り組みの水平展開が重要である。

関係指標

○土地区画整理事業実施地区における土地活用意向

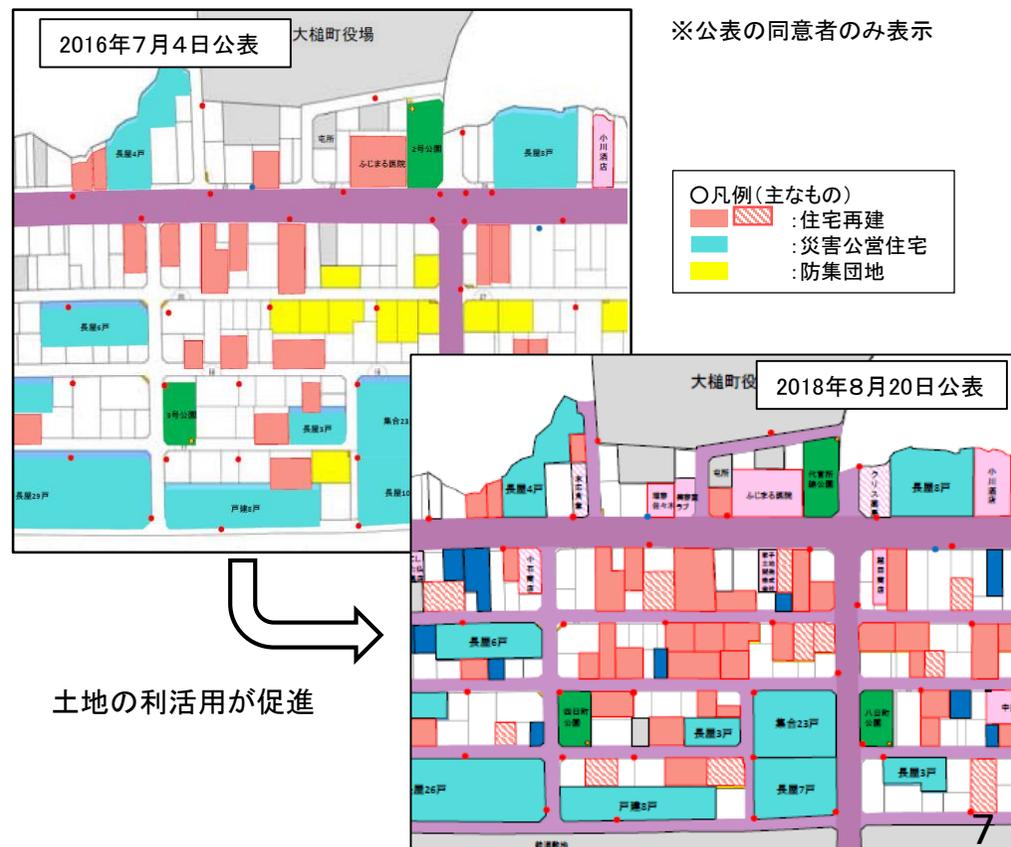
県	市町村	地区	面積	完成年度	土地活用意向割合※1
岩手県	宮古市	田老地区	19ha	2016	36.4%
		鉾ヶ崎・光岸地地区	24ha	2017	59.3%
	大槌町	町方地区	30ha	2017	52.7%※2
		鵜住居地区	49ha	2018	65.4%
	釜石市	片岸地区	23ha	2018	71.7%
		平田地区	23ha	2018	84.3%
		嬉石松原地区	13ha	2017	74.6%
大船渡市	大船渡駅周辺地区	34ha	2018	78.5%	
陸前高田市	高田地区・今泉地区	125ha	2020	21.9%※3	
宮城県	気仙沼市	南気仙沼地区	33ha	2019	79.4%
		鹿折地区	42ha	2018	77.7%
福島県	いわき市	久之浜地区	28ha	2017	49.1%
		薄磯地区	37ha	2017	45.1%
		豊間地区	56ha	2018	43.0%
		小浜地区	4ha	2017	66.6%
		岩間地区	12ha	2017	50.0%

※1: 各自自治体の公表データより作成

※2: 大槌町町方地区は、計画人口に対する想定人口(1,107/2,100)で算出

※3: 陸前高田市の活用意向割合は嵩上げ・低地部の宅地面積の割合となっており、全体面積は高田地区:186ha、今泉地区:112haとなっている。

○大槌町町方地区における土地活用意向の見える化と活用の促進

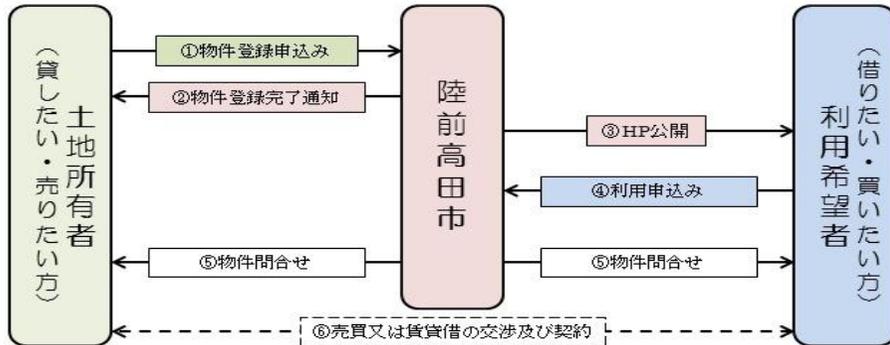


【参考】土地利用促進の取組

○ 土地の活用に向けては、地権者の意向を調査し、図面化・情報提供し、土地を利用したい人に向けて情報を示していくことなど、継続的に取り組むことが重要である。国交省・復興庁で連携し、造成完了宅地の有効活用に向けた自治体への助言支援、働きかけ等を積極的に実施している。

○土地バンク

土地利活用促進バンク制度：貸したい人、売りたい人の情報を借りたい人、買いたい人に提供し、結びつけ(空き地バンク) (例：陸前高田市)



<可視化図(今泉地区)>

- 凡例
- : 売りたい又は貸したい
 - : 売りたい
 - : 貸したい



○土地利用情報の公開

地区全体における位置と個別の土地情報の公開 (例：釜石市)

土地情報(位置図・土地形状・詳細情報・写真)

登録番号	U-5
掲載日	平成30年7月3日
街区・圃地	輪住居地区7街区5圃地
仮換地面積(坪)	255㎡(77坪)
用途	宅地等
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
接道道路幅員	幅員5.0m
接道状況	接道11.0m
電気	引き込み可
上水道	引き込み有
下水道	引き込み有
都市ガス	無
希望取引形態	売買
その他特記事項	

防災集団移転促進事業の移転元地の利活用

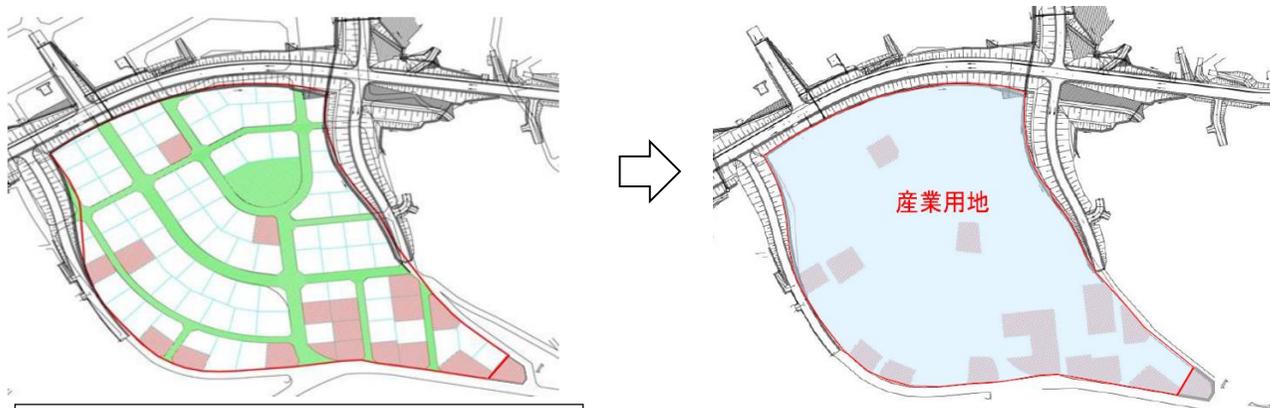
これまでの取組

- 防災集団移転促進事業では、居住に適当でないと認められる区域からの住居の移転を図る際に市町村により当該宅地の買取りを行うが、その結果、当該移転元地については、当該地以外の民有地が混在し、利活用しにくい等の問題がある。
- このため、復興庁においては、登録免許税の免税措置の創設による公有地の集約促進の支援や、具体的な土地利用ニーズに応じた基盤整備の支援等を行ってきた。
- さらに、公有地と民有地の一体的な利活用に向けた土地情報の整理・発信など、利活用の担い手を見つける取組も、自治体と一緒に進めているところ。
 ※利活用事例：公有地を集約した産業用地への企業進出、民間事業者による農業施設整備、公園・広場など
- このような取組により、移転元地の約7割で利活用が決まっている。
- なお、防災集団移転促進事業による宅地造成にあたっては、被災者の意向を踏まえて規模を設定し、必要に応じて計画の見直しに取り組んできたが、移転予定者の意向の変化等により96%の活用率となっている。やむを得ず利用が見込まれなくなった造成画地については、払い下げにより有効活用を図っている。

関係指標 ○移転元地で利活用の決まっている用地の割合：約7割 (2018.7時点) ○造成された移転先で活用されている宅地の割合：96% (2019.4時点)

○移転元地の活用事例

大船渡市が道路や公園を廃止し、移転元地のガレキ撤去や敷き均しなどの必要最小限の基盤を整備し、(株)いわて銀河農園がトマト工場を建設



凡例：民有地等 廃止する道路や公園 緑色

<現況>

災害公営住宅の有効活用

これまでの取組

- 災害公営住宅の整備にあたっては、被災者の意向を踏まえて規模を設定し、必要に応じて計画の見直しに取り組んできたが、入居予定者の意向の変化等により、被災3県での入居率は93%となっている。
- やむを得ず利用が見込まれなくなった住戸については、一般の公営住宅としての活用や入居者に払い下げを行うなど、柔軟な運用により、ストックの有効活用を図っている。

関係指標

○東日本大震災の被災3県における災害公営住宅の入居率(戸数ベース)

(2019年3月末時点)

	管理戸数 (A)	入居決定戸数 (B)	率 (B/A)
岩手県	5,543	5,102	92.0%
宮城県	15,814	15,130	95.7%
福島県	7,574	6,673	88.1%
被災3県計	28,931	26,905	93.0%

※調整中及び原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない

○災害公営住宅の払い下げの事例

福島県相馬市では、2019年8月までに、災害公営住宅20棟(木造戸建)について入居者への払い下げに向けて契約を締結。



程田明神前団地の災害公営住宅

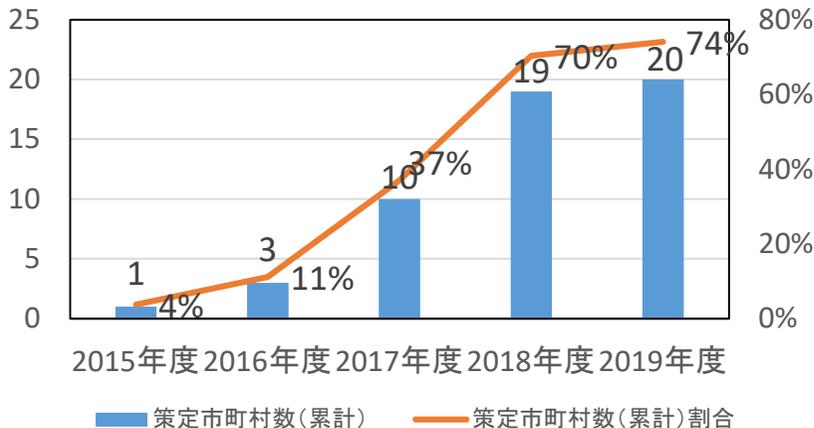
新しいまちの姿にあわせた地域交通の確保

これまでの取組

○ 高台移転が多く行われている地域を含む岩手県・宮城県の沿岸市町村では、新しいまちの姿にあわせた地域交通の計画策定が進められている。

関係指標

【地域公共交通網形成計画の策定状況】※2019年6月末時点
(岩手県・宮城県 沿岸市町村)



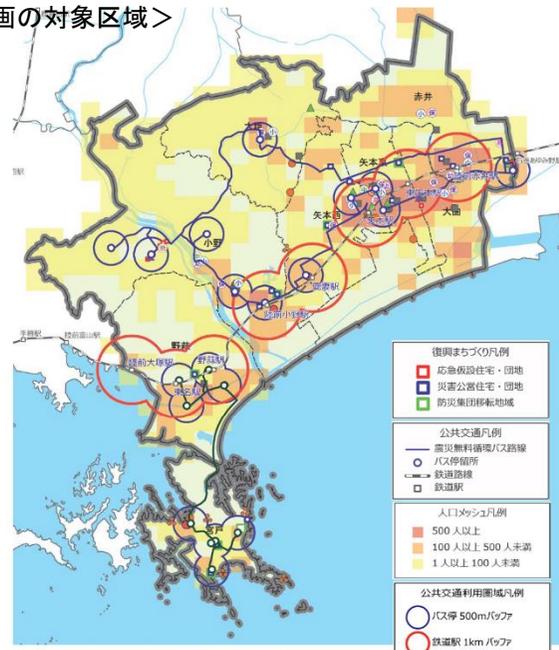
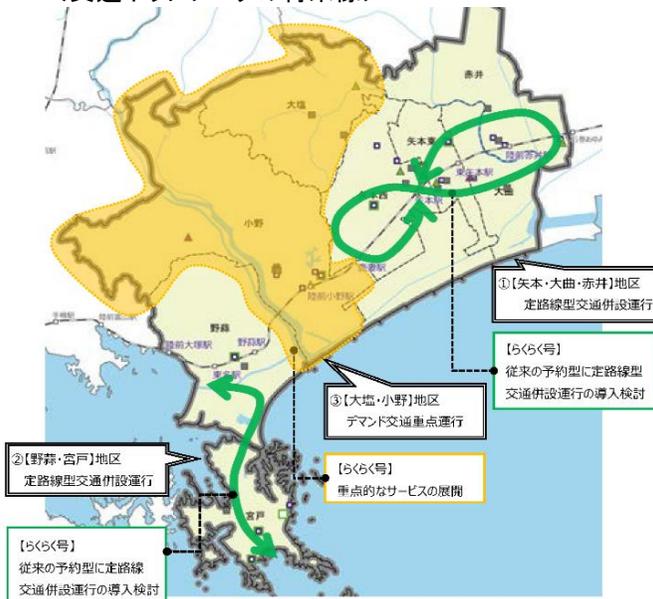
【地域公共交通網形成計画の事例】

東松島市の事例

※2017年11月策定

<計画の対象区域>

<交通ネットワークの将来像>



※岩手県・宮城県の沿岸市町村数は27。
※複数の市町村で地域公共交通網形成計画を策定しているものを含む。
※地域公共交通網形成計画は策定しておらず策定市町村数に含まれていない市町村の中には、地域公共交通に関する計画を策定している場合がある。

【交通網形成に向けた検討ポイント】

- ◆デマンド型乗合タクシー5ら5号のエリア別運行形態見直し
 1. 単点エリア：デマンド運行形態の強化
 2. 通常エリア：自宅⇄設定乗降箇所の検討
- ◆まちの発展に合わせた地域別交通
(野蒜周辺のまちびらきに合わせた観光交通等)
 1. 震災無料循環バスの中心市街地運行への見直し
 2. 震災無料循環バスの地域によるコミュニティバス化 等
 →5ら5号の定時定路線型等への切り替え検討 (有償化)

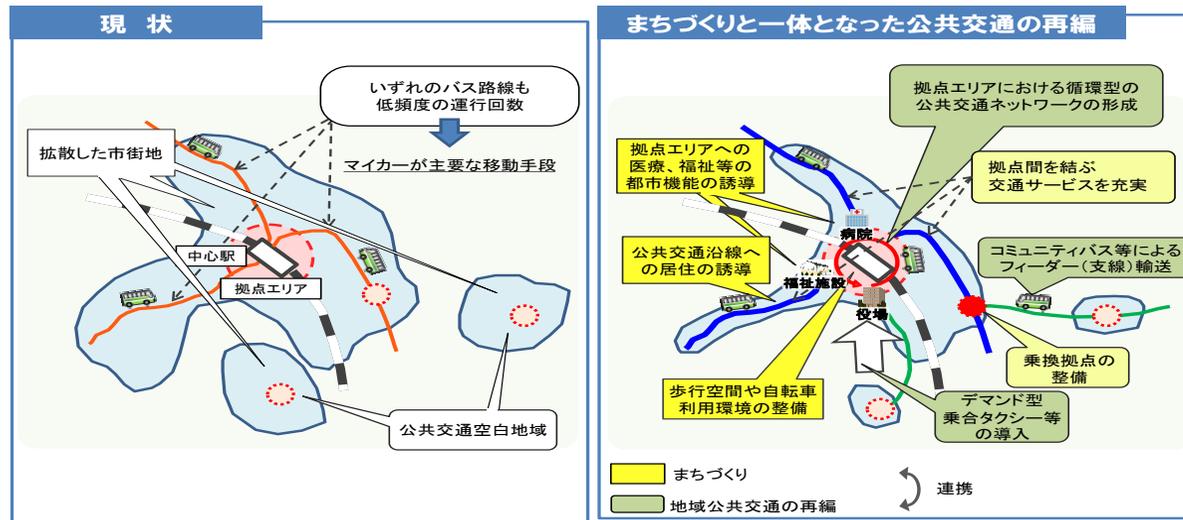
【市全体に係る共通施策】

- ・災害公営住宅等に配慮したデマンド型乗合タクシー、定路線型交通の運行導入検討・改善
- ・公共交通マップ(市全体・地区版)の作成、バス案内所の設置
- ・鉄道・タクシー等が連携したサービスの提供
- ・地域割引サービスの導入等、新たな運賃体系の構築
- ・鉄道に合わせた5ら5号の時間帯・ダイヤ調整
- ・企画乗車券・乗継割引等による、乗継に対する抵抗の解消

【参考】地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

- 日常生活に必要不可欠な交通手段の確保や、まちづくりと連携した交通施策の促進等を図る観点から、地域公共交通活性化再生法に基づき、地方公共団体が、地域の関係者との協議を踏まえ「地域公共交通網形成計画」を策定。
- 地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランであり、地域の取組みが計画的に進められることにより、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待される。

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



「地域公共交通網形成計画」に即して、バス路線の再編等を実施する地域公共交通再編事業の実施計画について、国の認定を受けた場合には、法律の特例措置(手続きのワンストップ化等)により計画の実現を後押し

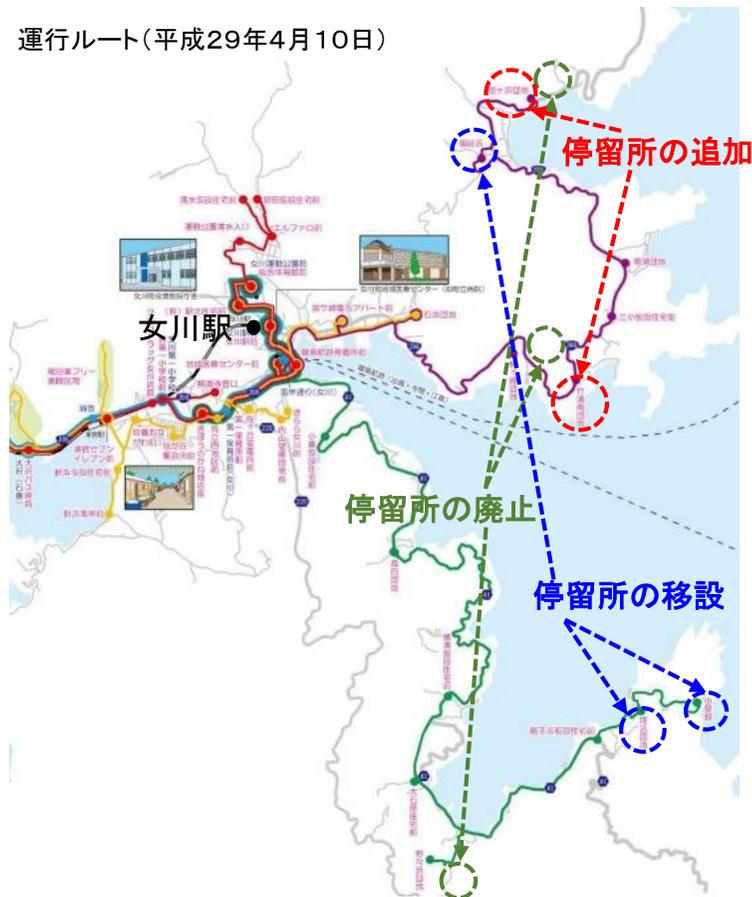
【参考】新しいまちの姿にあわせた地域交通の確保の取組

○ 地域交通の計画策定のほか、これまでも、病院の開院にあわせた駅の設置や高台住宅団地の居住開始に伴う停留所の追加等、新しいまちの姿にあわせた地域交通の確保に向けた取り組みが行われている。

【気仙沼市の事例】



【女川町の事例】



海岸対策

これまでの取組

- 被災6県における海岸堤防等の復旧・復興事業(624箇所)については、99%(619箇所)が着工済みであり、このうち、完成は59%(368箇所)となっている。
- 2020年度をめどに福島12市町村を除くすべての海岸堤防等の完成を目指している。

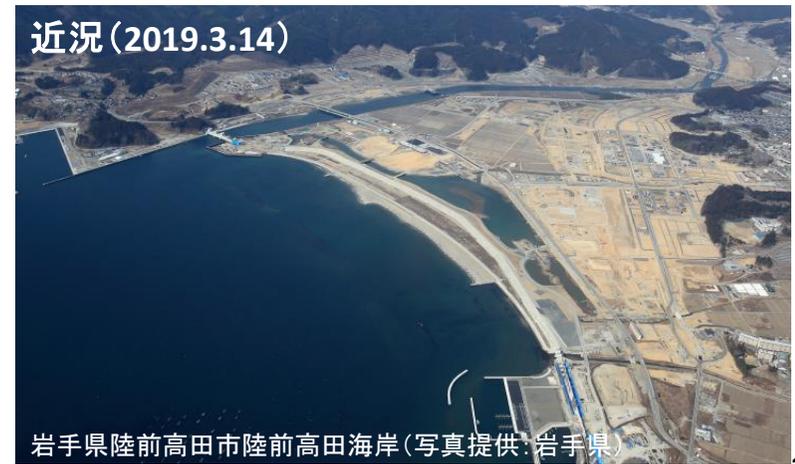
関係指標

(2019年6月末時点)

事業進捗状況	地区数		(参考)延長	
合計	624	100%	427km	100%
完成	368	59%	292km	68%
建設中	251	40%	114km	27%
未着工	5	1%	21km	5%



- ※ 農林水産省・国土交通省所管の合計値
- ※ 福島12市町村【福島原子力被災12市町村】を除く
対象市町村: 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村、大熊町、双葉町



※ 国土交通省資料より復興庁作成

復興道路・復興支援道路

これまでの取組

- 全体計画約570kmのうち、2018年度末までに約7割に当たる406kmが開通済み。
復興・創生期間内(2020年度まで)に全線開通する見通し。

関係指標



	路線名	路線延長	供用済延長と 事業中箇所 延長	2018年度末	2019年度末	2020年度末
復興道路	三陸沿岸道路 (仙台～八戸)	359km	359km	256km	271km	359km
復興支援 道路	宮古盛岡横断道路	100km	66km	28km	33km	66km
	東北横断自動車道 釜石秋田線 (釜石～花巻)	80km	80km	80km	80km	80km
	東北中央自動車道 (相馬～福島)	45km	45km	28km	34km	45km
	みやぎ県北高速幹線道路	24km	20km	14km	16km	20km
	三陸沿岸道路 約359km					
合計		608km	570km	406km	434km	570km

港湾

これまでの取組

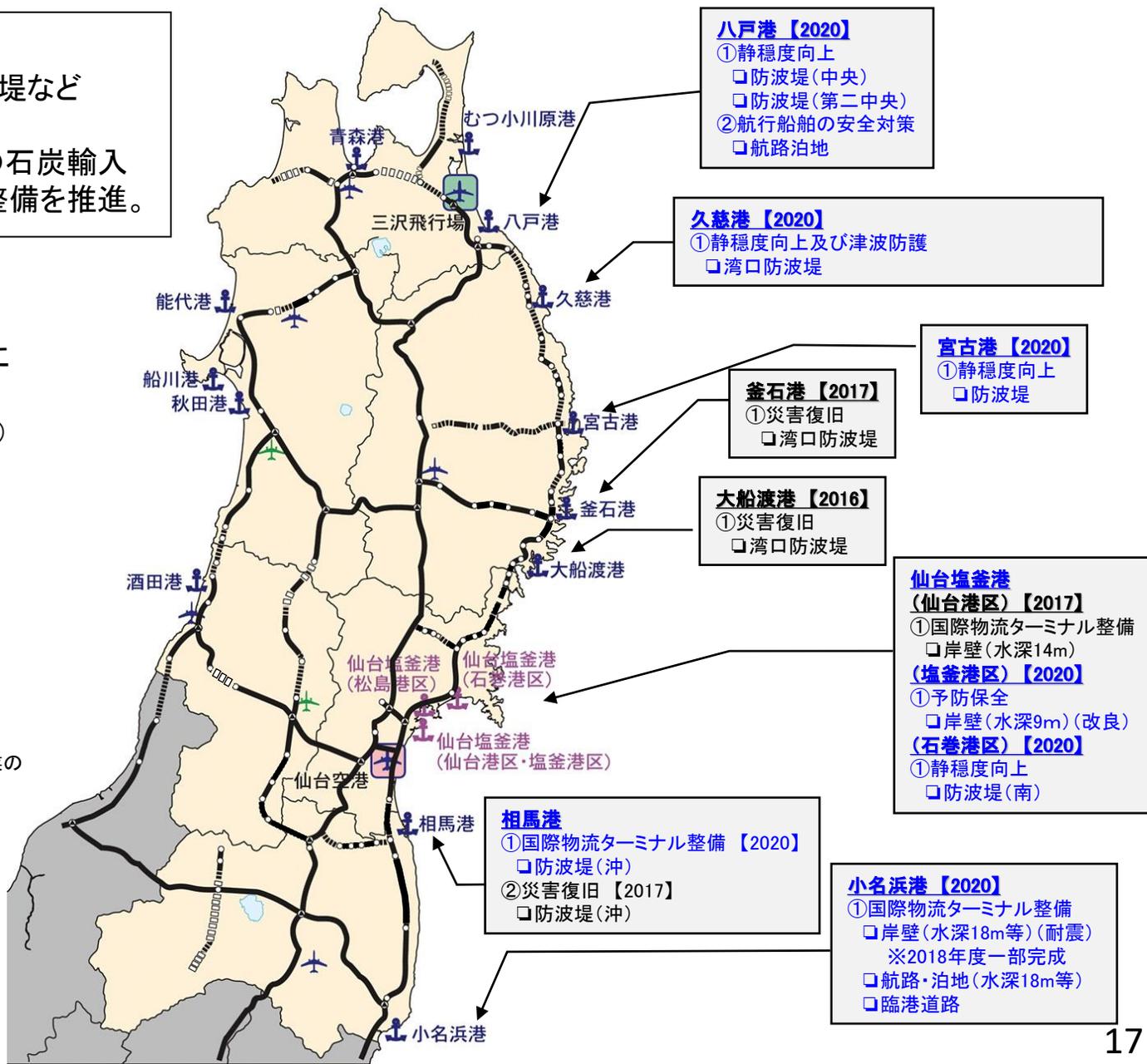
- 2018年3月をもって、釜石港湾口防波堤など主要な港湾施設の復旧は完了。
- 釜石港の港湾機能強化や小名浜港の石炭輸入拠点化など、企業立地を促進する港湾整備を推進。

関係指標

- 本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合: 100%
(2018.3末時点)

※ 各施設は、整備される主な施設を記載しており、【 】書きは、復興特別会計による復旧・復興事業の事業完了年度を示している。

- 国際拠点港湾
- 重要港湾
- 国管理空港
- 特定地方管理空港
- 地方管理空港
- 共用空港



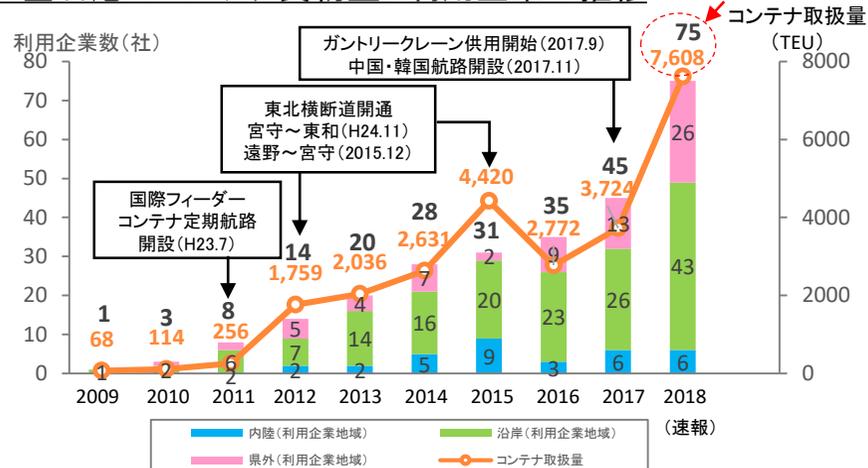
【参考】国際港湾と復興支援道路との連携による地域経済の活性化

- 釜石港における利用企業数、コンテナ取扱量が急増。
- 岩手県内陸部では大手半導体メーカーによる約1兆円の投資、大手自動車メーカーによる生産の一大拠点化が進展。更には、遠野東工業団地の拡張整備が決定されるなど、港と道路の連携による復興効果が顕在化。

内陸部と釜石港の物流ルート(東北横断自動車道釜石秋田線)



釜石港のコンテナ貨物量と利用企業の推移



震災以降に釜石港を利用し始めた主な企業

企業名	利用開始時期
住友電装(金ヶ崎町)	2016.12
和同産業(花巻市)	2018.2
山善(北上市)	2018.4
住友ゴム工業(北上市)	2018.8
マユミ精巧(花巻市)	2019.1
薬王堂(矢巾町)	2019.3
大野ゴム工業(遠野市)	2020見込み



金ヶ崎工業団地には自動車関連企業が集積



釜石港で稼働したガントリークレーン

※新聞情報より(東北地方整備局作成)

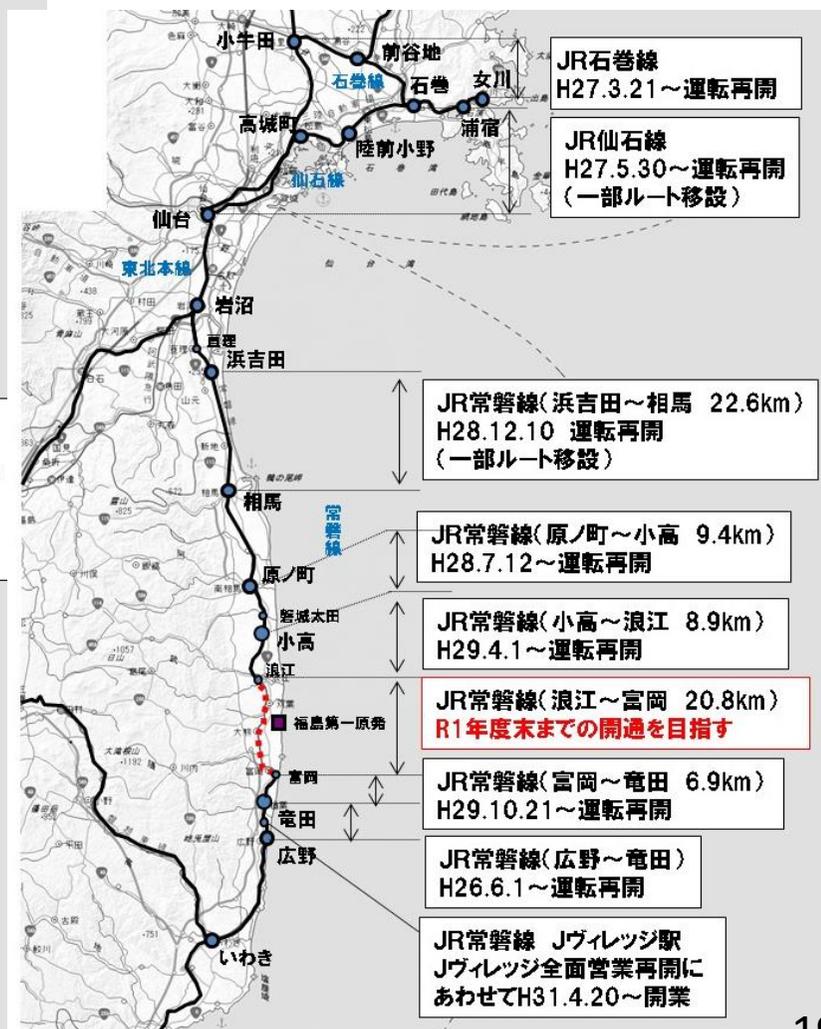
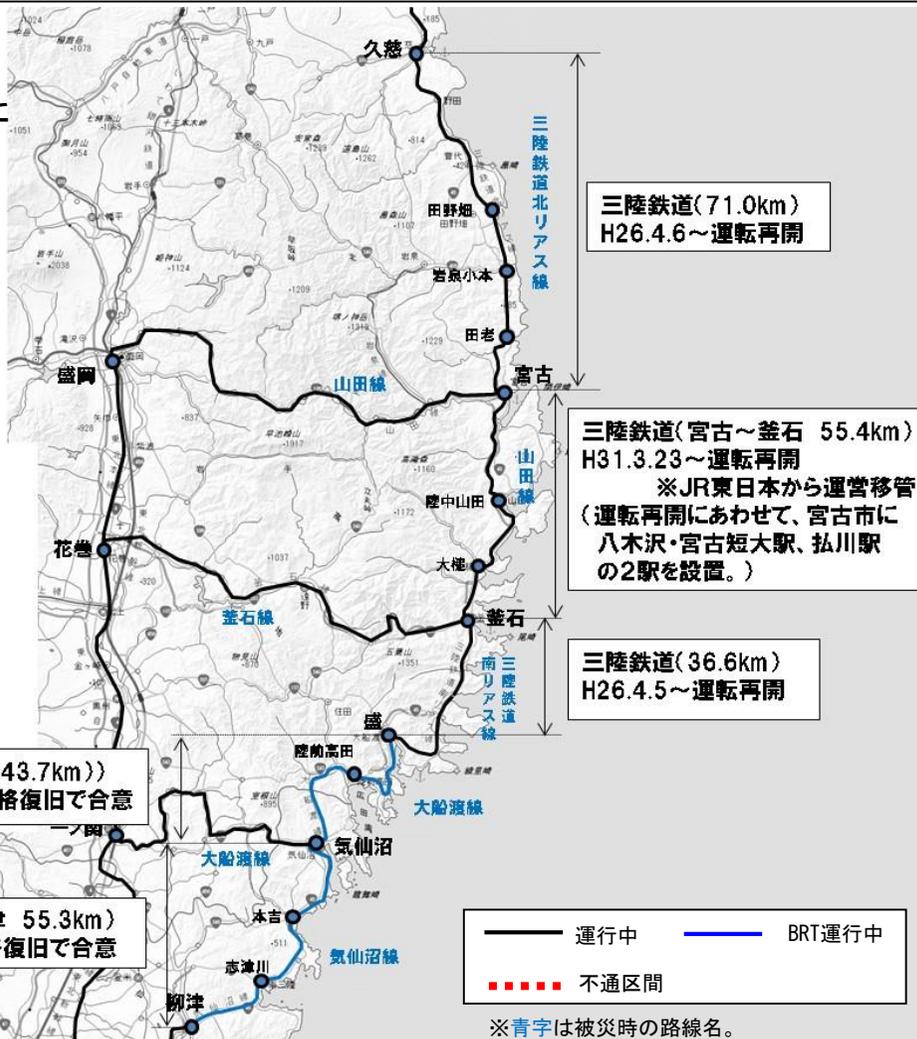
鉄道

これまでの取組

- 三陸鉄道(宮古～釜石)(JR東日本から運営移管)は、2019年3月23日に運転再開。
JR常磐線は、2019年度末までの全線開通を目指し、JR東日本において復旧工事を実施中。

関係指標

- 運行を再開した鉄道路線延長の割合:99%
(2019.6末時点)



津波被災農地

これまでの取組

- 岩手県については、2018年度に復旧が完了し、宮城県については、概ね完了し、残る被害甚大地区（石巻市）についても、復旧を継続し、2020年度までに完了する見込み。
- 福島県については、原子力被災12市町村以外は、2018年度までに概ね復旧完了し、2020年度までに完了する見込み。
12市町村においては、避難指示が解除された区域における担い手確保等の状況を踏まえて事業を進める方針。

関係指標

【全体・県別の進捗状況(2019年1月末現在)】

全体	18,150ha / 19,760ha	92%
岩手	550ha / 550ha	100%
宮城	13,610ha / 13,710ha	99%
福島	3,040ha / 4,550ha	67%
青森・茨城・千葉	950ha / 950ha	100%

※原子力被災12市町村を含む

(復旧済農地 / 復旧対象農地)

(進捗率)

【農地の復旧例(宮城県仙台市)】



【宮城県の残事業地区】



石巻市 大川地区

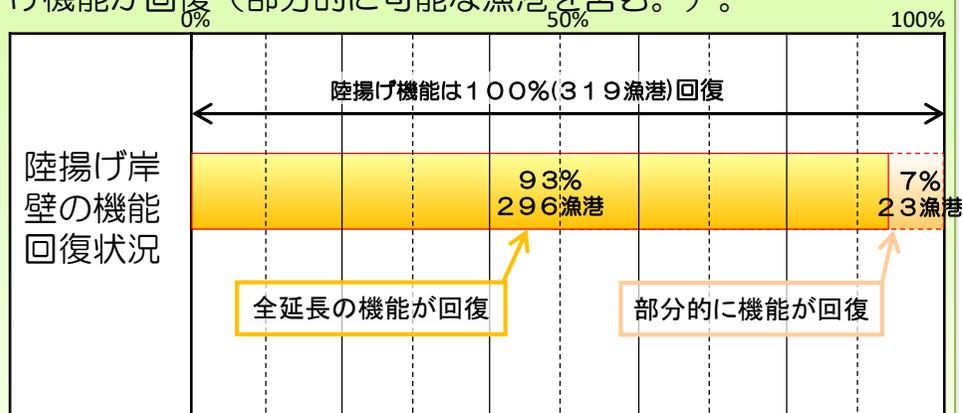
漁港

これまでの取組

- 漁港の復旧については、被災した全ての漁港で陸揚げ機能が回復。2018年度までに概ね復旧完了。2020年度までに完了する予定。

関係指標

2019年6月末時点、被災した319漁港全てにおいて、陸揚げ機能が回復（部分的に可能な漁港を含む。）。



県名	被災漁港数	陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港 (2019年6月末時点)	
		全延長が回復	部分的に回復
岩手	108	102漁港 (94%)	6漁港 (6%)
宮城	142	125漁港 (88%)	17漁港 (12%)
福島	10	10漁港 (100%)	—
茨城	16	16漁港 (100%)	—
その他	43	43漁港 (100%)	—
計	319	296漁港 (93%)	23漁港 (7%)

岩手県大槌漁港

被災後



復旧後



福島県松川浦漁港

被災後



復旧後



国営追悼・祈念施設（仮称）

これまでの取組

- 国営追悼・祈念施設は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に設置。
- 地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等（約10ha程度）を整備。
- 岩手県陸前高田市（2020年度完成）、宮城県石巻市（2020年度完成）、福島県双葉郡浪江町※（2020年度中に一部利用開始）。なお、陸前高田市では、2019年9月22日より一部利用開始。

※福島県の復興祈念公園は、双葉町・浪江町にまたがる地域に整備

設置に関する閣議決定（岩手・宮城：2014.10、福島2017.9）

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。



① 岩手県（陸前高田市）



② 宮城県（石巻市）



③ 福島県（双葉郡浪江町）

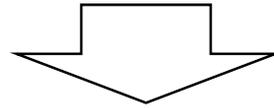


 地方公共団体が整備する復興祈念公園
 国営追悼・祈念施設

※区域はイメージであり、今後の検討により変更となる可能性がある。

今後の課題や施策の方向性

地震・津波被災地域では、道路、鉄道、港湾などのインフラ整備は完了の目途が立ちつつあり、2019年春には災害公営住宅や宅地造成の事業が概ね完了。一方、必要に応じて計画を見直してきたものの、整備された宅地等の早期有効活用が重要。



住まい・まちづくり

- 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちなぎわいの創出に向け、まちの将来イメージの提示や空き区画の情報提供、マッチングの取組み等、土地活用に向けた市町村の取組みを促す。
- 防災集団移転促進事業の移転元地の活用について、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進の支援、利活用の担い手を見つける取組みなどを通じて、引き続き、自治体による有効利用に向けた取組みを促す。

公共インフラ

- 復興道路・復興支援道路の全線開通等、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築に向けて、一日も早い事業の完了を目指す。
- その他のインフラ整備についても、個別の箇所ごとに工事の進捗管理を徹底し、復興・創生期間内の完了を目指す。

今後起こり得る大規模災害に対する防災・減災対策に生かすべき教訓

- 東日本大震災のような大規模災害が発生した場合には、応急措置、救援活動、被災者情報の収集等の応急復旧対応のみならず、地形や居住形態、人口動態等の地域特性を踏まえた復興事業の計画の立案や必要に応じた見直し、用地取得、事業完了に至るまで、被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が継続的に発生。特に、被災自治体にとって大きな負担となる。
- このような状況において、公共インフラや住宅再建、宅地造成等の復興事業を推進するためには、まずは円滑に復興事業の計画を立案することが重要である。さらに事業段階においては、発注等の膨大な事務作業、用地の取得、埋蔵文化財の調整、資材・人材等の不足、入札不調など多くの想定される課題に対応していく必要がある。東日本大震災においては、これらの課題に対し、工程や目標の明確化、制度の運用改善や手続きの簡素化といった加速化措置を実施し、地震・津波被災地域では、事業完了の目途が立ちつつあるところ。(P5「【参考】住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組」参照)
- 以上を踏まえると、これまで東日本大震災の復興過程で取り組んだ加速化措置のノウハウや仕組みの継承に加えて、早期かつ的確な復興事業の計画策定のためには、被災後に復興の検討を開始するのではなく、地域特性・被害想定を確認し、復興にあたって想定される課題の共有、復興の体制や手順の検討、各種復興事業に活用できる用地の候補地の検討等、復興のための事前準備に取り組んでおく必要がある。